

住田町地域活性化起業人（企業派遣型） 募集要領

住田町では、持続可能な地域づくりの推進及び観光振興の強化を目的として、総務省の地域活性化起業人制度（企業派遣型）を活用し、地域資源を活かした観光振興及び関係人口拡大の推進に取り組むため、次のとおり企業からの人材派遣を募集します。

1 事業概要

本町と企業との間で、町が指定する業務へ従事する社員を派遣していただく協定を締結したうえで、当該企業の社員を町へ派遣していただきます。派遣された社員は、本町において、そのノウハウや知見を活かし、「3業務内容」に記載の業務に従事いただきます。

2 募集内容

町、観光協会、道の駅、地域事業者等を横断的につなぎ、地域資源を活かした体験型コンテンツの企画・造成、情報発信環境の整備、受入体制の構築及び継続的な事業展開までを一体的にコーディネートする人材を募集します。

3 業務内容

- （１）地域資源の調査
- （２）先進自治体等の取組事例の調査・分析及び導入の検討
- （３）地域資源を活用した体験型コンテンツの企画・造成
- （４）モニターツアーの企画・実施及び効果検証
- （５）情報発信環境の整備
- （６）受入体制の構築
- （７）造成した体験型コンテンツや受入体制、情報発信の取組を継続するための運営体制の構築及び担い手の育成

※地域資源一例



種山ヶ原



滝観洞



砂金採り体験

4 募集定員

1 名

5 業務期間

6 カ月以上 3 年以内

(令和 9 年度以降の継続については予算成立を条件とします。)

6 受入年度

令和 8 年度 (受入開始時期は協議のうえ決定します。)

7 勤務形態

派遣社員は、町内において業務に従事することを基本とし、派遣期間の各月において開庁日の半月以上、本町で業務に従事いただきます。

また、必要に応じて関係機関との協議・調整のため町外での活動が可能です。

8 費用負担

派遣社員の受入に要する経費として、町は企業に対し、年額 610 万円を上限として、負担します。なお、派遣期間が年度途中の場合は月割り計算とし、千円未満は切り捨てとします。

※旅費・報償費・ワークショップ等に係る経費 (印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く) 等を含むもの。

9 応募資格

三大都市圏又は三大都市圏外の政令指定都市、中核市及び県庁所在市 (盛岡市を除く。) に本社又は事業所を有する企業等であって、次に掲げる要件を満たす社員を派遣できること。

- (1) 企業等に 6 カ月以上在籍していること
- (2) 派遣期間中も企業等に在籍したまま派遣できること
- (3) 地域活性化起業人制度推進要綱に定める要件を満たすこと

10 申込手続

電子メール、郵送、持参のいずれかにより応募書類を提出してください。

なお、提出後は、必ず電話により到着確認を行ってください。

- ・住田町地域活性化起業人 (企業派遣型) 申込書
- ・会社概要書 (任意様式)
- ・派遣予定者経歴書 (任意様式)

11 募集期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）17 時までを募集期間とします。

応募書類は、電子メール、郵送、持参のいずれかにより応募書類を提出ください。

※募集期間までに派遣候補者が決定しない場合は、募集を継続します。

12 応募後の流れ

- （１）提出書類による書類審査を行います。
- （２）応募が複数あった場合は、書類審査を通過した派遣予定者を対象に面談を実施し、応募内容や事業との適合性等を総合的に勘案して選考します。
- （３）選考後、派遣元企業と受入条件や費用負担等について協議を行い、協議内容に基づき協定書を締結します。
- （４）協定に基づき、派遣（受入れ）を開始します。

13 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、地域活性化起業人制度推進要綱その他関係法令等によるものとします。なお、協定書の内容は、決定した企業と協議の上、定めま

14 申込み・問合せ先

住田町役場 企画財政課 企画調査係

〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1

TEL：0192-46-2114

E-mail：kizai@town.sumita.iwate.jp